

第5回檀原市補助金等検討委員会議事録

- 開催日時 令和7年8月21日(木) 午前9時30分
- 開催場所 檀原市役所分庁舎(ミグランス)4階 会議室C
- 出席者 【委員】久委員長、山口副委員長、岩田委員、江崎委員、奥村委員
 【事務局】 市 : 吉田副市長
 財務部: 芦高部長、伊藤副部長
 財政課: 中村課長、安田補佐、丸屋統括、吉村主査、藤川主査

○次第

1. 開会
2. 議題
 - (1) 提言について
 - (2) その他

○審議内容

発言者	内容
事務局	<p>●開会 ただいまより、第5回檀原市補助金等検討委員会を開催いたします。本日進行役を務めさせていただきます、檀原市財政課の中村でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>●議事録公開 公私とも大変お忙しいところ本日は補助金等検討委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。はじめに皆様へお願いがございます。議事録作成のため、内容をホームページの方に公開させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、本日の傍聴はございません。</p>
事務局	<p>●資料確認 -委員に配布している資料の確認-</p>
事務局	<p>●委員会成立 では、檀原市補助金等検討委員会規則第7条第2項により、本日の会議は出席人数が過半数に達していることから有効に成立することを報告いたします。それでは、ただいまから議題に入ります。ここからは委員長に進行をお願いいたします。</p>
委員長	<p>●議題(1) 提言について おはようございます。様々なご意見を賜りましたけれども 最終段階に入りました。また本日も様々なご意見賜ればというふうをお願いいたします。 では1つ目の議題でございます。提言について事務局からまずはお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。財政課の丸屋です。よろしくお願い致します。 まずは皆さんに事前に意見を色々いただきまして、忙しい時間だったと思うんですけどもありがとうございます。 それでは進めていくんですけども、資料1につきましては事前にいただいた意見をもとに、調整したところでございます。</p>

それでは1ページ2ページ目は特にご意見等ございませんでしたので、3ページ目からご覧ください。

「2. 現状・課題」というところなんですけれども、意見としましては、市役所側の説明と「4. 委員会を通じての主な問題点・指摘事項」以降の委員の意見や提言の切り分けが、ちょっと分かりにくいというようなご意見がありました。そのため、「2. 現状・課題」の「検討する」という言い回しが委員会目線と誤認させるのかなと判断いたしましたので、この辺の「検討が必要である」という言葉を修正しております。

(4) についてなんですけれども、ご意見の中で「5. 当市の補助金等のあり方に対する提言」の(1)で、個別要項を定めることというようところが、唐突に出てきているというところになっていますので、ここについては第1回の委員会で事前に冒頭事務局の説明を申し上げているところで、やはりこれが整備されていないことで、(1)から(3)の問題が起こっているというところなので、載せているというところになります。

(5) 一部の補助対象団体の事務局業務を市職員が担っているについてですが、これに対する意見としましては、これだけを見てしまうと、団体が一方的に悪いイメージがつくということでした。ですので、冒頭はじめに「過去からの経緯等により」という文言を追加しました。これによってそれが薄まったかどうかはちょっとわからないんですけれども、こちらが具体的にどういった経緯だったか、想像でしか書けないというところもあるので、今のところはこういう形にさせてもらっています。

続きまして5ページ目の「4. 委員会を通じての主な問題点・指摘事項」をご覧ください。これは、委員会1回から4回目の中でいただいた意見をまとめたものになっております。

(1)、(2) につきましては、1回目の委員会のところでこの取扱基準を明確にすることが先か、運用できていないものを徹底すべきではないかというような議論があったかなとは思いますが、その辺を載せております。今回の意見としては、やはり運用を徹底するのが先だということもあったので、(2)の1個目の◆に「まずは運用を徹底することが先決ではないか」というような一文を追加しているというところ です。

(2)の2つ目の◆なんですけれども、これにつきましては委員さんの意見はちょっと汲み取れきれていなかったというところで、トップダウンというのではなくて、ご覧のとおり修正をさせていただいているというところになります。

(3)の2つ目の◆について、協働についての在り方というようところの部分になるので、4回目の委員会のところで委員長の方から協働の在り方を見直しながらでないとは話ができないですねと、整理しないと協働の役割分担をしていかないとそういうのはできませんよね、というようご意見をいただきましたので、追加させてもらっているというところになります。

続いて6ページ目をご覧ください。(6)ですが、3つ目の◆について、高齢化しているから事務局業務が難しくなりつつあると記載していますが、高齢者だから難しいというのはどうなのか、というようご意見をいただいているというところ です。行政側がそういう環境を与えてしまったからとか、高齢に限らずというようところもあると思うんですけれども、これについては一旦このままにさせていただいているというところになります。本日調整していただきたいなと思っています。

(8) につきましては、言葉足らずのところをご指摘ございましたので、ご覧の通り修正させていただいているというところになります。

7ページ目の「5. 当市の補助金等のあり方に対する提言」です。

	<p>(1)の類型化のところで、分類表を作成して整理することということで、これに関してご指摘いただいているんですけども、事務局としてもなかなかしっくりくる言葉が見つからなかったというところで、こういうところに落ちいたんですけども、ご指摘いただいております。そういう形で修正をさせていただいております。このほかにもご指摘の通り修正させていただいているというところになります。</p> <p>続いて(2)の運営補助に関してなんですけれども、具体的に必要かというのとか、この一文がそもそも必要かというのをご意見いただいております。これもちょっと具体的に書いたほうがいいんじゃないかという意見があり、事前に調整させてもらったところで、今回の意見がありました。そのため、この場でまた調整させてもらえたらなというところになっております。運営補助につきましては議論し尽くしてはないというところはあるんですけども、なかなかこの1回から4回の意見をいただく中で、なかなか運営補助をなくすわけにはいかないよねというところにはなるので、そういうところも視点はいただいたというところで、そういったところも検討して、より良い基準を作っていきたいなと思っております。</p> <p>8ページの(4)の事務局を市の職員が担わないというところで、これも前回委員さんの意見の中では原則論でいきましょうよ、載せていきましょうよというところでしたが、さらにちょっと強めにいった方がいいんじゃないかなというご意見がございましたので、そのように修正させていただいております。</p> <p>(5)基準を明確にして運用を徹底するというところで、やはり意見にあった通り運用だけでは今まで動いていなかったよねというところで、そういうきちんとできるような組織体制づくりもまずは必要ですよというところを、追加させてもらっているということになります。</p> <p>最後の9ページ「6. おわりに」で、「弾力的な運用」というところで、ルール決めできちんとしている中で弾力的という運用を使っていくと、結局運用ではどうにもなるというようになっていますので、今回の提言の中では弾力的な運用というのは省こうというご意見をいただきましたので、省いているというようになっています。</p> <p>事務局の方から説明は以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは意見交換させていただきたいと思います。事前に修正コメントいただいている方には、修正通りしっかりと整理できているかどうか、あるいはそれ以外のところでも、気づいたところがございましたら、また他の意見を含めてご意見賜ればというふうに思っております。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>ちょっと何かこの場で議論したいというお話も事務局からいただいたので、先に処理をしておけばなと思いますけれども、この高齢だから難しいについて懐疑的という話のコメントですけど、要はこれが今まではやれていたが、高齢化してきたからできなくなったんではないかという事象が存在する。もしくは、何かそのデジタルでの申請が必要なので技能的に高齢者だとやっぱりちょっとやりづらいところがあるんではないかという背景があるのかなら、ここの記述は理解できるんです。一方で、別にこれまでお話を聞いている限りはそういう背景はないと思っておりますし、別に紙で当然ながら申請もしていると思うので、何かそういうことを考えたときに、別に高齢者だからできないとかではないと私は思っています。物理的に担い手がいないみたいな話はあるんだとすれば、そう書くべきですし、逆に言うと高齢者ならサポートが必要なんだという議論に立つのであれば、じゃあ他の市に対する高齢者からの高齢者向けの個人に対す</p>

	<p>る補助みたいな話も全部市役所が書いてくれるのでしたっけという話になると思うんですが。故に高齢なんでできないってこの論調そのものに私は懐疑的ですし、こういうことを提言として載せるべきではないと私は思っています。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>この辺りちょっと事務局の頭の中を整理していただければと思っているんですけども、問題は高齢化が必要かどうかではなくて、こういう組織運営を担える人材がその団体に関わっていないというところが問題ではないかなと思うんですよね。逆にリタイアされて時間的余裕ができ、専門性を持った方々は社会には一定数いるわけですから、そういう方々に逆に参加していただくといいのではないかと思いますので、高齢化とかの問題ではないだろうなというのはあったと思います。</p> <p>ですので、今問題になっているのは、そういう組織運営をきちんと回せるだけの専門性とか技術技能を持った方々が団体に関わっていないというところが問題ではないかと思いますので、少しその辺りの論点を明快にさせていただいた文章に直していただければいいのではないかなと思います。</p>
委員	<p>いいですか。</p>
委員長	<p>はいどうぞ。</p>
委員	<p>その関係でいうとですね。8ページ目「5. 当市の補助金等のあり方に対する提言」の(4)の一番最後の文章にこの話がつながってくるんだと思うんですけども、これだと、「ただし、高齢化等により担い手不足になっている団体もあることから」と書かれているので、ここの部分は例えば今のお話でいうと、「個々の団体において、現実的な組織運営の担い手の習熟の必要がある場合には、市職員が一定期間サポートすることが必要だ」みたいな形で書いた方がいいのかなと思います。一定期間というのも、これを置いとくとまた何年もという話になるので、短期間ですよというのが分かるような書きぶりがいいのかなと思いますけど。ここちょっと連動しているので、両方見ていただいた方がいいと思います。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。一定期間サポートするというよりもその担い手さんが見つかったり、育っていくまでということですよ。最終的にはもうお任せいただきたいというニュアンスが出たらいいんじゃないかと。またこのあたりやっていけたらなと思います。</p>
委員	<p>自分自身も職員の当時、やはりこういう事務に関わってましたので、自戒の念を含めて、私は団体が一方的にできないというよりも、行政、職員がそのように指導してこなかったということが一番大きな原因になっているのかなと思います。</p> <p>ただ、団体によっては、ちゃんとしてくれるところもあるんですけども、やっぱりそれが長年続いていましたので、だんだん大きくなって行政が団体にものを言えない、というような状況が来ていますので、ただ高齢化じゃなくて、行政、自分も含めてですけども、団体に付度してやってきていたという経緯がかなり大きいのかなと思います。</p> <p>最初、現状の課題のところでも市職員が担っているということは事実なんですけども、その辺の経緯が必要かなということで、ここでは意見させてもらいました。高齢</p>

	<p>化だけではなく、デジタルだけではなく、というかやっぱり行政の責任もかなり大きいのかなと感じます。</p>
委員長	<p>はい。ありがとうございます。</p> <p>その辺りそれぞれの担当をされている事務局は今後どうするかっていうのは、先輩の責任でもあるのかなとは思いますが、この時期にちゃんと正常化してほしいなというお願いです。</p>
委員	<p>今のお話と同じところですけども、6ページ目の問題点・指摘事項の中で、(6)のところに、一つ目の◆「昔からの事情や経緯」があって、そのことが現状課題のところでは3ページ目の(5)の一番上に「過去からの経緯等により」と書いてあるんですけども、ここは正直こういう風にも書いても、じゃあ例えば、この提言書案を読んでいる人が、じゃあ過去からの経緯って何よと、昔からの事情って何よって話になってくるので、ここはぼやかしてもちょっと難しいんじゃないのかなと。正直思うところで、そこはある意味、例えばこれまでの運営の担い手探しとかですね、運営事務の指導について不十分な点があったので、みたいな話はもう書かざるを得ないんじゃないですかね。</p> <p>昔からの事情って何よって話になると、どこかの団体を例に出して、逆に対応が大変なんじゃないかと、その辺りは書かれた方がいいのかなとは思いますが。そうするとおそらく委員がおっしゃっているような団体が一方的に悪いというイメージも消えると思うので、いかがでしょうか。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
委員	<p>あとちょっとついでですけど、5ページ目の(2)の運用の不徹底のところ、二つ目の◆なんですけど、すごい細かいことで申し訳ないんですけど、「例えば」って書いてあるんですけど、それだともうちょっと具体化した話が後ろに出てくるんですけど、あんまり具体化してないので、そのへんの部分ちょっと考えた方がいいかなと。</p>
事務局	<p>「例えば」の表現については、校正時の修正漏れですので、対応します。</p>
委員	<p>別にここに委員が書いてある、「トップダウンであることが所与な条件ではない」という話なので、別にトップダウンはトップダウンに残してもよくて、「あるいは」みたいな感じでつないだらいいんじゃないですかね。市長がちゃんとイニシアチブ取ってことなら取ってもらったらいいいので。でも市長がやらなくても、こうやってちゃんと組織の枠組みを作ればできるんじゃないかと。それも二通りがあるので、それはそれでいいんじゃないかと思えます。</p>
委員長	<p>接続詞を直すだけでもいいのかなというふうに思います。また、文章をちょっと直すということで対応できればと思いますが。</p> <p>先ほど委員がご指摘の前半部分ですけども、これは先ほどの委員からもお話があって、おそらくざっくり過去の経緯を見ると、2つの話があるのかなと私は認識しているんですが。</p> <p>1つは事務局を職員が担うことを前提に団体を立ち上げているということではないのかなと思うんですね。団体の設立当初のときに、もうすでに事務局は行政職員になりますという前提で立ち上げているということがある。</p>

	<p>もう1つは先ほどの専門性の高い方々に、入っていただくならばそれなりの報酬が必要なんだけれど、その人件費分の額を付けていないから雇えないというのものもあるんじゃないかなと。大きくはこの2点かなと思います</p> <p>前々からお話いただいているように、委託に切り替えると額が上がってしまうというの、そういうところに関わっている話かなとは思いますが、いわゆる隠れ人件費として行政側が被っているというところではないかなと。そこをもう少しきちんとストレートに伝わるような、経緯を説明する文章を書いていただければいいかなと思います。</p> <p>あといかがでしょうか。</p> <p>7ページ目の(2)の運営補助の適正化に関して、この場で議論いただきたいという話を事務局の方からいただいていると思うんですけど、私のコメントの趣旨をお伝えします</p> <p>前提としては、次のページに記載している趣旨と基本的には同じで、その相反することを全方位に気をつけすぎて相反することを同時に述べると提言の意味がなくなるのでやめた方がいいです、というのがコメントの大きな趣旨です。</p> <p>何を言っているかという、その上に基本はやっぱり事業補助なんですよと書いています。しかし、「社会に必要とされているが経済的に脆弱な団体には運営補助の必要性を検討しましょう」と言うと、基本社会的に必要なが経済的に脆弱なんで補助を出してもらって、故にこの一文を入れちゃうと、結局なんかどれも運営補助をじゃあ残しましょうねという話になると思っています。提言書の趣旨はもちろん理解はしているんですけど、あんまりこういう相反する事項を入れる必要があるかどうかに関しては、ちょっと私は懐疑的だなと思っています。</p> <p>また、具体的に必要かと記載した意図は、前提として特にこの委員会においてこの2つの補助は少なくとも運営補助でやるべきだよという議論がなされたとは思ってないです。かつ、この2つがなぜ事業補助ではなく運営補助である必要があるのかも私は正直あまり分かっていないので、そういう意味だと委員会の総意として、この事項が具体を持ってこの場に盛り込まれることに関しては、私は明確に反対だなと思っています。</p> <p>というのが私の意見ですが、ちょっとここは委員会の皆さんと意見をすり合わせできればかなと思います。</p>
委員	
委員長	<p>はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>これが正しいかどうかは分からない、考え方がいいのか分からないですけど、基本的に提言書をいただいたら、それに沿った形でガイドラインを作っていくところになると思うんですけど、こういう言い方はあれですけど、提言書がだいぶ強くなったらガイドラインでちょっとそれを弱くするのは難しいですよ。</p> <p>そういう例外的なところを、排除するような提言書になってしまうと、ガイドラインが作りづらいのかなかと思ってしまいます。どうしてもやっぱり、事業補助だけではいけませんねっていうような、委員会の中でもいただいていたので、この辺もちょっと触れるべきなのかなと。ですが、この部分は例外的なところにはなるので、「しかしながら」という表現で、載せさせていただいているというところがございます。</p>
委員長	<p>そのあたりはね、法律とか条例の中でも特例措置は必ず書いてありますよね。その特例措置を認めるときは、かなりきちんとした根拠でも認めないといけない、という</p>

	<p>のでもありますから、別にうちはどうしてもこれはダメなんだっていう話であれば、特例の申請していただいたらいいだけの話ではないかと思うんですけども。それを委員会なりで、議会でもいいですけど、今後認めるかどうかっていうような手続きとしてもらえれば、そんなにたくさん上がってくるわけがないし、そこはしっかり考えてもらったら、いけるのではないかなとは思いますが。</p> <p>あとちょっとこの障がい者団体・放課後児童クラブが、どうして経済的に脆弱になるのかっていうところは、もうちょっとやっぱりきちんと見とかなないといけないと思うんです。私はこういうようなタイプの場合は、事業をお願いしているときは、事業委託で出したらいいと思っているんですよ。運営補助ではなくてね。事業委託でいけるんじゃないですかと。特に放課後児童クラブなんていうのは、それを地域の方をお願いしているわけですから事業委託でいいんじゃないですか。</p> <p>ちょっと脱線話ですけど、大阪市では、かつて放課後児童クラブは有志の保護者がお金を出し合いながら運営してたんですね。そのときはかなり主体的に動いてたんですよ。ところがある時期から、市役所が補助として出し始めてから、お客様としての利用が増えてきたっていうのがあるんですね。</p> <p>だからそういう意味では、市役所がお金を出すことによって結局運営をされている方々の主体性をなくさしてしまったっていう事例もあるので、私は事業を頼んでいるんだよ、事業委託でいけるんじゃないかなと思うんです。障がい者団体さんも市が何かお願いしてるんだったら、その分を事業委託でだせると思うんですけど。</p>
事務局	<p>障がい者団体は色々、障がいの種類によって色々細分化されている。5、6団体あるので、団体ごとにいろいろ活動があったり、なかったりとかはすると思うんですけど、検討させていただきます。</p>
委員長	<p>だから、その活動を委託してあげるわけです。</p> <p>ちなみにこの背景の話で言うならば、私 NPO もやってますけれども、NPO も同じように社会的な必要とされる活動をやっているんですけど、非常にお金が入ってこないんですよ。そこを変えてもらわないと、多分 NPO もこれからも、しんどい思いを続けていかないといけない。</p> <p>それはなぜかという、お金の入り方、つまり行政は黙っていても税金を取る、徴税権を持つてるわけですよ。でも、NPO は徴税権がないわけですよ。じゃあ誰からお金を取るかっていう話の仕組みがないと別にこういう障がい者団体に限らず、NPO 一般も非常に困ってる話ではないかなと思いますが。そこを解決してもらわないといけないので、運営補助を安易に続けていくっていう話ではないだろうなと思っております。</p> <p>実際、今、大阪市はまちづくりの中で、いわゆるエリアマネジメントをする場合にアメリカの BID っていう仕組みですね。これ取り入れてもらって、日本版 BID っていうのをやっているんですけど。これ何かというと、そのエリアにある事業所から負担金を取れるんです。いわゆる税金ですよ。行政じゃないから税金とは、タックスとは言いませんけれども。それを強制的に取れるっていう仕組みを入れてます。</p> <p>ちょっとこの辺り、私も委員と同じように、安易に運営補助を残すことではなくてこの一文を削除するか、あるいは先ほど、私が解説したような趣旨で収めていただくか。ちょっとまたこれも検討かなと思っております。</p>
委員	<p>今の話でいうと、これ問題・指摘事項が先あって、その後、提言があって提言の中に具体を入れるのかという問題はあると思うので、名前出すのはちょっとあれです</p>

	<p>が、具体例は指摘事項のほうに移す。あと、項目として「運営補助の適正化」って書いてあると運営補助がありきの形に読めてしまうので、今の話だとやっぱり事業補助への移行と間接経費の適正化みたいな形になるのかなとは思うんですよね。だから、「運営補助の適正化」っていう言葉は今回の話ではおそらく要らないと思われます。</p> <p>それから先ほどの内容でいうと、「しかしながら」の内容自体はここには書かずに残すとすれば、もう前の運営補助の取り扱いと書いてある6ページの(5)の中に、実際には運営補助を出さなければ存続が難しい課題もあるみたいな形で書かれているので、そういったところに話を移すべきだろうし、仮に事業補助を原則とすると終わったときに、じゃあ例外として何か書きたいというのであれば、例えば公益性が特に顕著であるとか、そういったいくつかの要件を出して最後に書くというかそういう形でないという意味はないかなと。それを書くべきかどうかという問題もありますけど、例えば特例の道を残すというものであれば、その要件はかなり明確にするべきだということを思います。</p> <p>ついでにいくんですけど、障がい者団体の場合と放課後児童クラブの場合は経済的に脆弱だけじゃなくて、内容としては別の問題もあって、障がい者団体の場合は、さっきの高齢化の話じゃないですけど、保護者の方がその運用になっているので固定化されています。なかなか人が入ってこなくて、そのまま高齢化しているというところがあります。逆に放課後児童クラブでは構成員がどんどん保護者が変わっていくので、そういう形の運営がやりにくいというところが多分あるのかなと思います。なので、これを一つにまとめるのもどうかなというところは正直あります。</p> <p>だからそういう意味では、前に出している運営補助の取り扱いで、どのような団体であれば運営補助として補助されるか整備する必要があるとか、書いている部分に関しても運営補助の中でどのような特質があるのかということ、個々の名前は残さなくていいと思うんですけど、出して書かれたほうがいいのかと思います。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>整理していただきましたように、おそらく6ページの運営補助の取扱い、それから7ページのところの運営補助の経過というところで、先ほどご指摘いただいたように、事業をやってもらっているんだったら、委託に切り替えていく。さらにその中でもちゃんと間接経費が計上できるように、仕組みを整えてもらうということをやって、市役所から出しているお金で運営がちゃんと回るような仕組みをちゃんと作って欲しいということだと思いますので、そこをお願いできればなと思います。これNPOも同じです。</p>
委員	<p>今回、会議の間で補助金の分類を途中からされたと思うんですけど、運営補助とか事業補助とかいうのが多分変わったフレーズがあって、それは今回の提言の中に何か残るものなのか。多分一般市民として読んだときに何の分類のことを言っているのか、ちょっと正直分かりにくい。ある程度知っている人だったら、分かるのかもしれないですけど。それこそ運営が今難しいと言われている人たちは多分分からないなかで、どういう理由でどう分類したのかとか、そういうことはどこかの記載をするのか。どちらかというとその夜間中学のところとかの話とかも運営補助じゃないですよね、という話があったとも思いますし、ただそれ自体はやった方がいいと思っていて、何かこういう分類、何か大枠みたいなものはどこかに出てくるものなんじゃないか。</p>

事務局	<p>この前まで一回、類型化で提示させてもらって扶助的なところは運営事業補助と同じところまでランクを上げるみたいな、ご意見いただいたところではあるのかなとは思っています。それでちょっと、そこから詰めきれてないというのもあったり、あとはその結局また色々、何でしょう、きちんと補助金の実態を掴んでいく中で、もしかしたら分類表の形が変わってしまうのかもしれないというところがあったので、ここで提言の中で類型化したものを載せるのはどうなのかなと思ってしまったところがあります。</p>
委員長	<p>より良いものに、また行政内部で仕上げていくということですか。</p>
事務局	<p>そうですね。やっぱり要綱とか見ただけの表面上の目的とか、そういうもので事前に仕分けられたものを元にでしか類型化がどうしてもできていなかったものですか。まずは委託と、委員長のおっしゃるように切り分けてから分類していったら、また違う枠組みの方が適切じゃないかなということは可能性があるかなと思っています。</p>
委員	<p>私から一点だけ。委員長を中心に運営補助に関する議論を取りまとめていただいて、委員長の言っているとおりで、中身についての認識の齟齬はないかなと思っています。</p> <p>一方でちょっとこう、一点だけ気になったのは、行政的な手続きもあるのかもしれないですけど、後ろでガイドラインを作るときに、極力例外を残せるように提言書も作っておいた方がいいんですという趣旨のご回答だと思っています。それに関しては、私は明確に否定だと思っています。それをやり始めると、もはやこの委員会って何なんでしたっけって話ですし、この提言って何なんでしたっけって話だと思って、そこは何か提言は提言です、別にそこから別に考えたり、さっきの類型化の議論もそうですけども実務を考えてみたときに修正があるんですとか、例外がここだけはどうしても必要なんで、そこは何らかの手当てが必要なんですという話は全然ありなんだと思うんですけど。</p> <p>一方でもうちょっと繰り返しになりますけど、後ろで例外を極力許せるように、ガイドラインに極力例外を許せるように提言書を作るんですっていう話でこの提言書を作り始めると、もはや意味がわからない。ここの場の意味がわからないので、そこだけは明確に反対だということだけは、ちょっとお伝えしようというのがあります。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございます。</p>
事務局	<p>基本、原則論ってところで提言関係は調整していこうかなとは思っています。</p>
委員	<p>いいですか。すみません。</p> <p>先ほどのお話、委員のお話でいうと、やっぱり運営補助と事業補助って言葉も私たちの中では普通に使われているけど、一般の人にはどうだろうって話があるんであれば、(4)の後ろのところに同じように、※の3と4をつけて運営補助ってこうですよ、事業補助ってこうですよって書いてもらった方がいいのかなというふうには思いません。</p> <p>正直、問題点として指摘事項にどこに書いたらいいのかちょっとわかりませんが、類型化を何とかしていこうじゃないかとしたのも実際の活動の内容なので、そこはまだちょっと完全にはこの段階ではでききれてないんだけど、さらにこういう視</p>

	<p>点で深めていってほしいぐらいの話はどこかに書いていただいてもいいのかなと思います。</p> <p>後は先ほど委員長からありましたように、事業委託であるとか、直営化の問題であるとかっていうのも指摘事項の中に入れていただいたらどうかと。それを入れることで後ろの部分の、例えばその5(2)のところでも今問題になっている、原則論をできるだけ全面に出すっていう意味であれば、例外のことは基本的には書かない。あるいは書くとしても特例化っていうところで担当課との連携が必要だっという形になってしまうっていうことでもいいのかなと思います。そうじゃないと確かに、委員がおっしゃったような趣旨にできないかなというふうに思います。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。
事務局	障がい者団体さんへの補助は、今、混在型という形で出してるんですけども、市が何かを委託するようなものではなくて、外に出る機会を増やすとか、このささやかな活動を支援するような補助なんです。自立と社会参加の促進にあたって、外出の機会を増やすとか保護者さんの支援みたいな形のこともあったのかなと。同じような障がいを持っておられる方との交流とか情報交換とか、それが市の事業として委託できるのかと考えたらそれはちょっとちがうのかなと。
委員長	いや、出来ると思いますよ。それは交流会という事業をお願いしているわけですから。それはちゃんとできると私は思っていますけども。
事務局	放課後児童、学童さんに対しても国県補助を受けて、各学童クラブが行っている分については事業補助ですので、市が独自で行っている学童保育の運営協議会というものを榎原市は持っておりまして。各学童クラブでは確かに保護者さんたちが変わっていきますので、支援員の補充ですとか給料の支払いとか、そういうのがなかなかしづらいということで市の単独の補助があって、そういう組織が運営協議会という協議会に対して補助をしているような形になっているので、各地域にある学童一つ一つのことではない。学年があがるにつれて年々人も変わっていくので、必要な人たちにはやはり補助が必要かなと。それも委託にできるのかと。
委員長	それは直営でできるんじゃないですか。
事務局	学童保育は公設民営の中で市の事業でできるのか整理する必要があります。その団体に対する受け止め方が委員さんのなかで違うのかなと思いましたので補足させていただきました。
委員長	そこら辺は多分、国の制度を見直してもらわないといけないと思います。
委員	実際に榎原市の場合は、そういう運営協議会に入っているところと、直接やっていると二パターンあって、いくつかのところは保護者の方がどんどん変わっていくので、実際には経費であるとか割り当てを決めるとか、そういうところをやる専門職員を置かないとできないということが実際にあるのは事実で。それに対して、それをやるためのお金で運営補助にしましょうと。そういう意味では国の制度と地方の制度とのギャップがあれば、そこは特例として認めてもいいのかもしれないです。

	<p>基本は補助金も事業補助にして、その経費として付けていきたいと思います、という形を取ろうとしているので、そういう前提の話も進めたらいいんじゃないのかなど。そこで、どうしてもまかないきれないというところがあれば、そこはまだ戻ってくるんでしょね。一旦はそちらに入れてしまわないと。</p>
事務局	<p>事業補助には移行できると思うんですが、委託となると難しい。</p>
委員	<p>それでもいいと思うんです。そこはまあその団体の実情に応じて考えている。それこそ原課とか財政とかが考えるのかなど。</p>
事務局	<p>国県補助の方をいっぱい使っていただいて、そこからどうしても国県補助の対象にならない部分を市が見ていくような形に。</p>
委員長	<p>そこはやっぱり NPO をやっていて、私はもっと整理すべきだと思うんですよ。ちょっと脱線話になりますけども、私いろんな NPO との関わりがあるので、いろんな NPO から理事長になってくれてお願いされることがあるんです。でも一度、理事長になってみると理事長と理事は全く違うことがわかってきます。理事長は1個2個で勘弁してくださいと。理事にはなります、ということをやっているんですよ。</p> <p>なぜかという、事業を担っている NPO は特にそうなんですけど、会社でいうと社長ですからね。全ての責任を負わないといけないわけですよ。理事長が。そう考えるときに、相当大変な仕事ですよ、理事長というのはね。その市の OB さんもいくつかのところの理事長になるパターンがありますけれども、それがなぜ大変かという、先ほど委員もおっしゃっていただいたように、人を雇う事業をするということになってきたときに、会社と同じですから会計業務も発生するし、もう一つ大変なのは人を雇うときの労務ですよ。これはやはり、社会保険労務士さんとか公認会計士さんとか、専門知識を持ったそれなりの報酬をいただいて仕事していただく方に関わってもらわないと当然組織として回っていかないはずなんですよね。それは組織を担っている立場としては当たり前の話じゃないですか、という話ですよ。そこを誰がやるんですか、どこから金を調達するんですか、という観点で市役所は見たいんです。</p> <p>そこを市役所職員がやるなら直営でやってもらったらいいいし、外に出すんだったら、それだけの人件費分とか、それを担える人たちを担保するための仕組みを作ってほしいんです。そこを何か、流さないでほしいなっていうのは思っています。</p> <p>その仕組みがちゃんとできていけば組織はしっかりとそれをできるはずだし、できない組織はおかしいと思います。ここどう考えますかという話です。そこを根本的に改めて考えてほしいなというのを思うんですけど。</p> <p>先ほど委員も言っていただきましたけれども、提言の中で、なぜ今の団体が運営補助を必要になっているか、というところをきちんと書いていただいて、委託で出来る、それも間接経費でちゃんと組織運営が担えるほどの金額相当でやっていただくと十分できますよ。そういうことを書いてほしいし、もうひとつ外出しするならば、これは事務局にも最初をお願いしたように、財政課だけでは無理ですよ。という話で、やっぱり市民協働課がちゃんと考えていただいて、団体と市役所がどういう環境を作るべきというところをもう少し時間をかけてやっていってもら。市民協働課の仕事としてやってもらう必要があるんじゃないかなというの、8ページの提言のところに書いてもらったらいかがかなと思いますけど。</p> <p>ちなみに、宝塚市は市民協働課に相当する部署が、この市民と行政との関係、いわゆる協働をどのようにまわしていくかという委員会を別途設けて、定例的に、今は2か</p>

	<p>月に一度議論するんですが、その中に数年前に NPO の代表さんが会社組織への委託の契約の結び方と NPO との結び方がかなり違うと。具体的に言うと、先ほどご指摘あったように間接経費を認めないという話なんですよね。それはおかしいだろうということで、協働委託のあり方を1年間議論してこのようにしてください、というガイドラインを設けてます。</p> <p>これは多分、財政課の仕事ではなく市民協働課の仕事だろうと思いますので、そこをきちんと考えてほしいなという風に思います。ここはちょっと提言、一部を加えてもらえればどうでしょうか。</p> <p>この委員会で申し上げましたように、団体は別の形で行政と関係を結んでいるということもあると思いますよね、という話もさせてもらいましたけど、NPO とか市からの支援を受けていない団体もいっぱいあるわけですね。これは逆に市から支援を受けている団体をどうするかという話ですけど。一方で、支援を受けていない団体は団体で困っているところがあって、その困っていることが怒ってくるんですよ。この市が支援をしているところの支援を切られると。それはスパッと切るんじゃなくて、一方で先ほど言ったように、今支援を受けていない団体はちゃんとその社会的責任を持って仕事がちゃんとできるようにするためには、市役所がどう絡んでいったらいいかというところで、別途仕組みを作ってもらったということなので、そこはまた次のステップとして市民協働課が主体となってそれは本来の協働のあり方というのがどうあるべきかというのを、ちょっと議論を続けてもらおうということが出来たらいいんじゃないですかね。</p>
事務局	<p>これで言うと、「6.おわりに」のところに委員長が言っていたことを追記しながらですね。</p>
委員	<p>これは、締めはいつに。</p>
事務局	<p>締めに向かっていきかかったんですけど、今だいぶ広がってしまったので、どうしたもんかと思っています。</p>
委員長	<p>広がったというよりも、継続して議論してほしいということです。</p>
事務局	<p>継続して議論してほしいことを提言に入れてほしいということですね。</p>
委員長	<p>そうそうそう。 補助金見直しの話はこれで切ったらいと思うんです。でも補助金を切ることで、その外へ出してしまうということの、それをちゃんと経済的に自立できるような、そういう仕組みを一方で作ってほしいということですね。</p>
委員	<p>私とその協働の話が、結構クローズアップされて出てきたので、それはどこかに入れてください、ということで話をして、まあ提言の中に入れるのは難しいかもしれないので、というか提言でまた議論を続けてくださいとか、その辺をどこに書くのとか、あまりアイデアが浮かばなかったので問題点指摘事項の中で、とりあえずそういう話が出ました。提言に関してはその補助金のあり方なので、こういうふうに止めておきますということで、「4.委員会を通じての～」ところに入れてくださいという話を僕はしたんですけども。まあ、最終的には「6.おわりに」のところで少し触れるようことで、それはそれでありかなと思っていて、個人的には5の提言の中に入れる必要は</p>

<p>委員長</p>	<p>ないのかなと。うちらだけでこう問題だよねという話をして終わるんじゃなくて、次に繋がる形に、もしできるのであればそれをどこかに残しておくということで考えていただければと思うんです。</p> <p>提言自体は先ほどの委員がおっしゃっていた原則論はこうです、という話を出した提言でよくて。将来に開いている部分に関しては問題点の指摘と「6.おわりに」のところで触れてもらうみたいなのがいいと思います。</p> <p>先ほどの話をもう一度、繰り返して言うならば、市民協働課で議論をつけるときは、私は逆に財政課に必ず加わってくださいと思うんです。</p> <p>というのはやっぱりお金の問題で、縮小しようとしてくるのが財政課ですからね。いやいや必要なものはちゃんとつけてくださいよという話に持っていかないといけないので、そういう意味では今度は次のステップとしては市民協働課と財政課が歩調を合わせながら、新たな協働のあり方、その中でのお金のお渡しの仕方を考えてもらいたいなという。</p> <p>運営補助を切られたら困るといえるのは、私も NPO 側からすると分かりますよ。でもそれは市役所がちゃんとお金くれないからですよ。市役所の代わりやってるにも関わらず、何の応援もしてくれないという話なんでね。そこはちゃんとしてくださいという話ですよ。</p>
<p>委員</p>	<p>この話でいうと「多角的な視点」と書いてある、この「多角的な視点」が何かという話をそこに入れたらいいんじゃないですかね。財政だけでなく市民協働の観点という形で書いてもらったと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません。市民協働課は各団体の市民が関わるような団体との観点で関わっていることがあるんですか。市民協働課として。</p>
<p>事務局</p>	<p>ボランティア団体等を統括しているところというのはあります。ただし、そこは限定的です。ナビプラザを使いたいボランティア団体を統括しているところ。市ボ連さんとか、その辺のお話をしているとかというような話で、それ以外のボランティア団体とか、言うたら福祉系のボランティア団体だったり、子育て系のボランティア団体だったり、その会場を使わないところは、それぞれの部局でボランティア団体を統括しているところになりますので、全てをしているわけではないですね。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長が言っている市民協働の団体とちょっと乖離があるのかなと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>乖離はございますね。うちの場合、そのナビプラザを使いたいという団体だけが、登録される部分での関わりでしかないのです。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと違う。</p>
<p>事務局</p>	<p>全ての団体を統括するわけではない。</p>
<p>委員</p>	<p>委員長の意図と乖離があるので、その辺はちょっと詰めておかないと。</p>

事務局	<p>はい。それぞれの部局にボランティア団体が、ぶら下がっている状態になっているというのがございますね。</p>
委員長	<p>それはね。総合計画の施策の中でも課題があるんですよ。つまり市民協働というのは一つの施策に収まってしまっているんですけど、これは協働全般をマネジメントしないといけないんですよ。市役所全体のね。だから自分たちが所管している部分だけをやっているんじゃないはずなんです。そこが総合計画ではまだまだちゃんとできていないという話ですよ。</p>
事務局	<p>事業的にはその部分を含んだ計画になっているんですが、すべての部局にボランティア団体の関わりの部分の予算が散らばっている状態が今の状態かなと思っております。</p>
委員	<p>現状はもちろん皆さん理解されている前提で、全体のマネジメントをちゃんとするっていう、その機能・権限をちゃんとどこかの部署が持つておかないといけないですよ。ねっていうのが趣旨だと思うんで、そこを現市民協働課にやってもらうのか、他の全体感を持っている課や何らかの組織形態を作るのか、そういう機能がちゃんと市役所内に必要ですよっていうのが趣旨だと思うので、その前提で受けていただけるといいのかなと。</p>
委員長	<p>今のやり取りでも私はちょっとやっぱり次のステップをちゃんと考えてもらわないといけないなと思っているんですけども。ボランティア団体は出てきますよね。でもNPOが出てこないですよ。他のところでもボランティア団体とNPOが同一視されるんですよ。NPOはボランティア団体ではなくて事業者なんですよ。だから会社と同じなんですよ。そういう扱いをしてもらわないと多分自立できないということなので、その取り扱い方も含めて考えてもらわないといけない。</p> <p>つまり今までそういう事業者的な動き方をしている市民団体と付き合ったことがほとんどないんです。だからそこを切り替えてもらわないといけませんよねという指摘でもあるんですね。民間企業とボランティア団体とそれ以外のところはあんまり協働してないのと違いますかっていう話なんですけども。そういう協働のあり方を議論してほしいなっていう。その中でお金の問題も当然出てきますよっていう、そういうストーリーなんですけどね。</p> <p>そこをこう「6.おわりに」のところ、実は協働の問題とかNPOも含めた多様な団体との協働の仕方っていうのが、その背景にありますよっていう話を伝えていただいて、これを計画的に議論してほしいっていうのを「6.おわりに」のところに加えていただくということでどうかと思うんですけど。</p> <p>ちょっとついでお話すると、実は指定管理者の問題も入ってくるんです。ちょっと具体的に言うと、私が前に理事長をさせてもらった川西市は市民活動センターを最初は直営でやってましたけども、途中から公募で私が関わっているNPOが取ったんですけどね。具体的な話をすると、センター長の給与ですよ。もともとは直営の時は課長クラスがセンター長でしたので、それなりの給与をもらってたんですが、指定管理者になった途端その給与が3分の1に減っちゃいました。同じ仕事をするのになんで3分の1になるんですかっていう話なんですよね。それがすごく生々しい具体的なものです。</p> <p>指定管理者になると安上がりになるでしょという考え方で指定管理者に任せると指定管理者の方は大変ですよ。そこも含めて結局行政は仕事を外に出す。お金も</p>

	<p>ちょっとくださいますけど、それで自分たちは助かったと思ってませんかというそういう話です。5年ごとに仕事がなくなる不安定な職を作ってますよという話も含めてね。どう考えますかという話なんですけども。</p>
<p>委員</p>	<p>委託を受けてもそうですよね。給料、私とかもそうですけど、ずっと運営委託で受けてますけど、私がどんなキャリアを積んでも人件費額は一緒なので、結局法人でどうにかしないといけない、という謎の構造にしかならないという。じゃあ若い人ばかりつけたらいいんですかって時々喧嘩するんですけど、それはそれで困るんですって言われて、じゃあ手当してくれるんですかって言うと、ちょっとだけ上げてくれましたけど。でもそういうのはキャリアを評価するような仕組みとかないかなとか、そこら辺はすごく、直営でやるならいくらかかるのだろうなっていつも思いながら、安い金額だなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>本当はそこもやっぱり時間をかけてしっかりと議論して欲しいと私も思いますんでね。そこからちょっと受け渡して行って欲しいというふうに思います。 実は堺市で市民活動センターへの指定管理料について監査委員から指摘がありました。この方々は専門性の高い方をお願いしているんですよと。それで最低賃金で計算するのは、おかしいんじゃないですかって言って、監査委員から指摘をもらいましたので、次の年は額が増額になりました。</p>
<p>委員</p>	<p>すばらしい。本当にありがとうございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>なんで、最低賃金で計算するんですかという話ですよ。そういう風にね、外へ出すっていうことは、そういうような仕組みをちゃんと作ってもらったら、外で仕事ができるっていうことです。それは次のステップでしっかりと議論できる場所を作ってほしいと期待しております。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日こういう形でいろいろ議論をいただいた中で、ちょっとなかなか今回が最終というの厳しいような、主観的には思っておるんですが、第6回目という形の部分で議論をしていただけるのか、また今の議論を、また財政課、こちらの方でまとめさせて、また各委員さんという形でのまとめ方で収まるのか、というのはちょっと個人的には難しいんじゃないかなという形を持っておるんですが、どういった、今日の時間も少し超えた部分もありますし、議論のところもかなりいろいろと言っていたいてるところもありますので、ちょっとそこら辺を視野に入れてやっていただくのかというところはいかがなものなんでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>私はそんな難しいことを皆さんおっしゃっているとは思ってないんですけどね。文章の問題なので、そういう意味ではいったん事務局でもう一回、その文章を書き直していただいて、次のステップとして皆さんに見ていただいて、ちゃんと直っているかどうかというのを確認して送り返していただく。最終的には、私と事務局の責任で提言書としてまとめさせてもらうという手続きもありかなとは思っているんですけど。もう一回集まっていたいただいた方が、当然いろいろ議論が集約されていいとは思いますが、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ちょっと難しいかなとは思っているところです。</p>

事務局	<p>市長からの諮問ですので、まず市長に提言して、出来るなら幾分かは来年度の予算に反映できるものはしたいので、上半期に出せたらとは思っていました。できたらガイドラインも作りたいたいです。ここはちょっとすぐにはできないと思います。トータル5回ぐらいで収まるかなというのが当初の案ではございました。</p>
委員	<p>私はこの委員会はタダじゃないと思っていますので、委員長が言っている案、それでいいんじゃないかなと思っています。やっぱり、委員間での意見の対立みたいなのが実際に手を動かしていく段階であれば、要は実際に集まる必要性があるような事象があれば、そのタイミングで調整すればいいんじゃないかなと思っています。現段階で次の委員会が必ずしも必要かという委員長言っていたようにないんじゃないかなと私は思います。</p>
副市長	<p>そうしますと、様々な観点でのご意見いただきましたので、今申し上げていただいたように事務局の方で一旦整理をさせていただいて、また皆さんの意見照会をさせていただいて、それが一回で終わるのか、あるいは複数回になるのかということしながら、最終的にある程度まとまる段階で委員長と詰めさせていただいて、じゃあこういう形ですよねというのを、また各委員さんにお知らせさせていただいて、まとまるものがまとまる、ちょっとやはりしんどいよねというところがあれば、再度お願いするというようなことで、そういったことも含めて委員長と少しご相談させていただくということでもよろしいでしょうか。</p> <p>全体的なスケジュールとしては、最終的にまとまった段階で、これは市長から諮問させていただいていますので、市長に対して答申という形で、答申を受けた者に対して、どこかのタイミングで議会への報告というのにも必要かなと思っておりますし、先ほど申しましたように来年度の予算に先行して取り組めるものというのは、来年度の当初予算の編成過程の中でこの考えを踏まえながら、何らかの形の見直しができるものがあればやっていくというような形かなと思っております。</p> <p>併せてガイドライン等々のものも並行して作業してさせていただく。それが全体として7年度でガイドラインが最終的にまとまるかどうかというところはあるんですけども、内部的庁内的には継続してしっかりと議論していく、というようなちょっとざっくり感ですけども大きなスケジュールかなと思っております。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。皆さんかなりクリエイティブに議論していただいているので、ここの文章をこのように変えてくださいというお願いをしているはずなので、そこを受けていただいて文章を変えるということでもいいんじゃないかと。先ほど委員さんもお指摘いただいたように、我々の委員間の方向性は合致していますから、もう一回議論をする必要はないのかなというふうに思いますので、今ちょっと副市長がまとめていただいたような、そういった続きで進めさせていただくというのでよろしいでしょうかね。</p> <p>あと何か忘れたこととか、全体的なこととかございますでしょうか。</p>
事務局	<p>具体的な補助金の名前は入れない方がいいのでしょうか。</p>
委員	<p>入れない方がいいと思います。</p>
委員	<p>議論が済んでいるのにあれなんです、夜間中学校への補助、事業補助以外の枠組みって書いてあるんですけどね。これって実費でしょ。例えば、修学旅行に行った経</p>

	<p>費を補助しているという。交通費とか食事代の実際費用弁償みたいな経費ですよ。これについて事業補助以外の枠組みを検討されたいと書いてあるんですけど、これは例えば。</p>
事務局	<p>今の中でこの扶助的などところで類型化のところをさせてもらったんで、扶助的か別のものか考えているところなんですけど、そういったところでの枠組みでは考えてはいます。</p>
委員	<p>実際、夜間中学校と書いてるから、逆にどういう名目とかになるのか。これ実際必要な、必要があるのかなと思うんですね。具体例過ぎて。</p>
事務局	<p>そうですね。他にもあるだろうし、よくよく見たらちょっと違うなというのがあるかもしれないので。</p>
委員	<p>問題点とか指摘事項の中で、それぞれの補助金の名前をあげるかどうかは別ですけど、こういうようなものはどうしましょうみたいな形のことは書いて、提言のところは固有名詞とか、それぞれのことは書かないってことでいいんじゃないでしょうかね。</p>
委員長	<p>先ほどの夜間中学校のいろんな行事で言っていただいたというものは扶助ですよ。扶助費としてこういうのは削減すべきではないという話です。補助ではなく扶助費です。</p> <p>●議題（3）その他 -委員、事務局ともに特になし-</p>
副市長	<p>すいません。本日も長時間にわたりまして熱心にご審議いただきましてありがとうございます。昨年度にこの委員会を設置させていただいてから、本日に至るまでの5回ですけれども、間に色々と皆さんと担当課でいろいろとやり取りさせていただき、ご支援・ご助力をいただきましたことを誠にありがとうございます。お礼申し上げます。まだ少し残っておりますけれども、もうしばらくご協力いただきまして、しっかりと提言書をまとめていただきたいというふうに思っておりますし、我々はやはりこれをしっかりとエンジンといたしまして、今までの補助金の見直し、時代とともに内部で独自のいろんな解釈をしているところをもう一回原理原則に戻って、今回いただいた意見を参考にしながら、よりよいものに引き継いでいきたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導のほどよろしくお願いいたします。本当に長期間にわたりましてありがとうございます。もうしばらくよろしくお願いいたします。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは本日の補助金等検討委員会を閉会いたします。皆様ありがとうございます。ありがとうございました。</p>
全員	<p>ありがとうございました。</p>